

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第105号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p><u>国体・障がい者スポーツ大会局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 国体・障がい者スポーツ大会局</u></p> <p><u>ア 第71回国民体育大会に関する事項</u></p> <p><u>イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関する事項</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。